

## 千葉県国土利用計画地方審議会第4回国土利用計画調査検討部会議事録

### 1 会議の日時及び場所

日 時 令和6年8月5日（月曜日）午後2時00分から3時00分まで

場 所 Web会議システム（Zoom）による開催

事務局参集場所 ホテルプラザ菜の花 3階 菜の花1

### 2 出席者の氏名

#### (1) 審議会委員

寺部慎太郎部会長（議長）、櫻井清一委員、志賀和人委員、杉田文委員、山崎文雄委員、吉野毅委員（計6名）

#### (2) 事務局職員

田中政策企画課長、若林政策企画課副課長

政策企画課 根本土地利用政策班長、町田副主査

### 3 会議に付した議題

第6次千葉県国土利用計画・土地利用基本計画の骨子（案）について

### 4 議事の概要

議 長 事務局から説明をお願いします。

事 務 局 資料1「第6次千葉県国土利用計画・土地利用基本計画の骨子（案）」に基づき説明

議 長 御意見、御質問をお願いします。私から最初に、専門用語の書き方はどのようにしますか。例えば、ブルーカーボン生態系や19頁のSGEC認証のような、新しい言葉や一般にはなじみのないような言葉には括弧書きでつけるか、又は語彙集をつけるかなど、どのようにしますか。

事 務 局 当初は本文内で補足してわかりやすくすることを考えていましたが、専門用語が多いため、あまり本文に書きすぎると複雑になってしまいますので、注釈のような形で最後の巻末に持ってくる、又は、国の計画では、同じページ内に注が記載されておりますので、同様にできるかどうかなど、書き方を考えたいです。用語の注釈のような形で出来たらよいと担当としては考えております。

議 長 ありがとうございます。どこまで載せるかという線引きが難しそうですね。SDGsは、今はもう書かなくても問題はないと思いますが、どこまで書くかについては、要検討かと思います。

杉田委員 5頁5行目について、加筆していただいて、わかりやすくなっておりますが、「生物多様性の損失は、生産基盤としての役割、水源のかん養、県土の保全機能」に続く「土壌の劣化や水質の悪化」というワードのみがネガティブなものになっておりますので、「土壌や水質の保全機能」、又は「土壌や水質の保全」のようにした方が、並びがいいと思います。

議 長 全部ポジティブな言葉に書き換えるということですね。

杉田委員 揃えたほうが良いと思いました。

議 長 わかりました。事務局それでよろしいですね。

事務局 はい。ありがとうございます。

志賀委員 内容に関する点が2点、表現に関する点を2点お伝えします。

第1点目は、6頁の4 県土利用・管理の基本方針についてです。管理という言葉はそれぞれ入れて、まとめたということだと思いますが、「利用」という言葉は、様々な利用形態があつてこういう問題が生じている、こういう課題があるというようなことを結構読み取れるんですが、「管理」がそれぞれ、どういう意味内容を指しているのかということ、十分書ききるのは難しいと考えております。後半、23頁では「五地域区分の土地利用の原則及び調整方針」という表現になっていると思いますが、ここに調整方針だけではなく、管理についても言及することについて、事務局としてはどうお考えかということをお伺いしたい。これについては難しい気もしますが、管理という言葉は新たに入れたのですが、私としてはそこが読み取れないので、可能な範囲で触れられたらなと感じております。それがまず第1点目です。

第2点目は森林に関わる記述です。森林と他用途との境界について、自然保護や生物多様性の保全に関する世界的動向を見ても、例えば河畔林や海岸林、あるいは農地と森林の境や林縁の管理をどうするかということは、有害鳥獣や景観の問題においても重要であると思います。日本の森林政策では、人工林の整備や循環利用が施策の重点なので、その点の取組が弱くなっていると思います。国土利用計画を土地利用の観点から見た場合に森林分野においても、もう少しその点を強調しても良いのではないかとすることが第2点目の感想です。これに関しては、今後11頁以降の森林についての記述をどう補っていくのかという観点からで良いと思いますが、配慮いただければと考えております。

後の2点は表現に関わることですが、7頁13行目の「③産業の持続的発展と県内外との交流基盤の整備」の項目の書き出しが、「商工業は

本県の持続的な成長を支える大きな役割を担っており」と始まっています。産業といった場合にどういう産業のイメージを描くかという点で、産業を商工業に代表される表現をもう少し広範な教育、医療、福祉や観光等も含めた、千葉としての産業の持続的発展のようなニュアンスが受け取れるような表現にした方が良いのではないかと感じました。

もう1点は、17頁18行目に新たに「森林環境譲与税を活用した森林整備の推進と担い手の育成確保」という項目を入れていただきました。この記載は、「農山漁村地域の持続可能性の確保と活性化」というところに入っています。森林環境税の課税が今年から始まって、この「譲与税」と「森林環境税」の関係を県民にもわかりやすい表現に工夫いただきたいというのが第1点です。それとともに、林野庁や県林務組織の視点からは「森林整備の推進と担い手の育成確保」を重視しているのかもしれませんが、千葉県の都市部で課税されている特に東葛や湾岸地域の住民や市町村は、「森林整備の推進と担い手の育成確保」に課税された税金が主に使われるとすると自分たちの地域や市町村の身近な「森林環境」の改善には何ら関係ない措置なのかと思う人もいるのではないのでしょうか。そのため、森林環境税として、より広範な森林環境に関わる取組として表現した方が良いのではないかと感じます。例えば「(2)健全な生態系の確保と持続可能な県土利用・管理」の中に森林環境税を活用した森林の管理、あるいは、都市部の市町村も含めた森林環境税の活用のある方を記載するようなことを工夫いただけたらと思いました。

議長 4点あったかと思います。事務局お願いします。

事務局 まず第1点目の「4 県土利用・管理の基本方針」についてですが、この計画自体が、県土の利用だけではなく、管理、いわゆる保全も含めた基本方針ですので、そのような意味が管理という言葉に入っていると思います。ただ、表現で平仄がそろってないところがございますので、検討させていただければと思います。言葉として、利用するという側面と、保全管理するという側面の両方があり、全部の言葉でそれを繰り返していると、くどくなりますので、そこは表現を工夫させていただければと思います。

第3点目の7頁「産業の持続的発展と県内外との交流基盤の整備」で、確かにいきなり商工業がきております。いわゆる産業といった場合には、一次産業、二次産業、三次産業という形で農林水産業を含むのだらうと思うのですが、農林水産業に関しては、6頁に記載していたため、ここでは商工業を念頭に置いた記載内容になっております。産業という言葉がタイトルとして適切なのかについては、検討させていただければと思います。また、委員のご指摘の中で、農林や水産というより、教育福祉というような視点が、というご意見をいただきましたが、それは教育産

業や福祉産業というような意味合いでしょうか。それとも、いわゆる産業的な視点だけではなくて、教育、あるいは福祉の視点が必要というご意見になりますでしょうか。

志賀委員 国土利用計画ができた当時の産業のイメージと、現在の産業のイメージがだいぶ変わってきていると思います。従来の商工業だけではない第三次産業、あるいは教育や医療を含めた産業的側面や、それに関わる裾野の広い産業分野を念頭に置いた表現の方が、現代としては良いのではないのでしょうか。産業の持続的発展というタイトルで良いと思いますが、従来の商工業だけに限定せず、もう少し膨らみのある、未来志向の表現を使用した方が良いのではないかと思います。

事務局 例えば、教育産業では、学習塾などを連想してしまいましたが、そういったことに限らず、教育分野、あるいは福祉分野の土地利用という視点でのご意見という受けとめでよろしいでしょうか。

志賀委員 そうですね。ただ、教育などが入ってないことを問題にしているわけではなく、産業の意味内容が、現在では、商工業のイメージよりも膨らんでいるのではないかという意味です。

事務局 サービス業というような。

志賀委員 「サービス業」という表現が良いかどうかは分かりませんが、商工業と現代的サービス産業を包括したような表現を工夫いただければ良いかと思います。

森林課 森林課から再確認も含めてお話しさせていただきます。

まず、11 ページ辺りの記載内容に関しては、森林と他の土地利用区域との境目という視点、林縁管理と理解いたしました。我々が実務的に今実行しているのは、令和元年の房総半島台風の倒木被害の反省を踏まえて、道路、電線に近い森林の復旧に関しては、中木や低木にし、背が高くなるスギ・ヒノキはやめておくという方向で、森林の再生を進めています。

また、獣害対策という意味合いで、農地との境目と言いますと、その生息環境のバッファというような意味合いで、明るめの森林管理がいいというのが定説になっていると理解しています。

先生のコメントの中の河畔林あるいは海岸林のイメージについて、もう少し詳しく教えていただけますか。

志賀委員 例えば日本で現在、普及している SGEC と FSC 森林認証では、河畔林の取り扱いが重視され、特に FSC 認証では WWF が後ろ盾になっているということもあり、河畔林の取り扱いに関する改善点を問題にしています。千葉県の場合、利根川や江戸川は別でしょうが、他は県内で完結している河川の流域になっていて、森林地域の中の河川の水辺環境や森林の境をどういうふうに管理していくかは重要だと思います。それから御説明があったように林縁の管理は、特に災害時の風倒被害や重要インフラとの問題もそうだし、鳥獣被害の問題ともかかわりが深いと思います。その場合に、確かに、御説明いただいたように森林の項目で個別に触れられてはいますが、この計画自体は土地利用の観点からのものなので、林業振興ビジョンとは違う書きぶりや全体的まとめ方を工夫いただけると、もう少しはっきりそういう趣旨が明確化し、よりこの計画の中の森林の位置付けにふさわしいのではないかと思います。

森 林 課 ありがとうございます。どのようなことが必要か、事務局の皆さんと考えてみたいと思います。

もう一点、17 頁で、森林環境譲与税に関してコメントをいただきました。まず執行する我々からいたしますと、賦課徴収する側は森林環境税、その後我々の財源として使ってくださいと言って流れてくるところが森林環境譲与税になるということで、市町村を含めまして、皆さま方からいただいている森林環境税については、皆さま方に説明するにあたっては森林環境譲与税を、こういうふうに使っていますという形で発信させていただいています。環境税と譲与税の繋がりが見えにくいというのは確かにあるかもしれませんが、事務局の方々とご相談しながら、脚注で触れるか、もう少し内容をうまく説明することで対応できると考えています。あとその都市部での取組といったところは、馴染む場所を含めて、事務局の方々と相談しながら進めて行きたいと思います。

志賀委員 はい、わかりました。

議 長 途中、12 ページに出てきていない言葉が2つくらい出てきていましたが、事務局はわかりましたか。それはどのようなものでしょうか。

事 務 局 河畔林と海岸林とのことです。

志賀委員 6 行目に海岸保安林と書かれていますが、千葉県は平砂浦などに海岸保安林があり、保安林になっている場合は特に県の関与が強いということだと思いますが、保安林になっていなくても、海岸、河川、湖沼周辺の森林管理は産業的な観点とは別に国土利用のあり方として重視すべきかと思います。他の用途、農地だったら例えば農業経営によって管理

されているということだと思いますが、森林の場合には、様々な土地利用と関わりがあり面積も広く、必ずしもそこで林業や木材生産を目的とした森林だけでない森林区域が広がり、その森林管理を所有者が必ずしもしているわけではないところもあるし、行政的な管理や保全が十分でないようなところもあり、いろいろな土地利用上の問題が発生していると思います。世界的にも河畔林・水辺林の管理が注目され、森林の生物多様性を語る場合に森林と林縁、林縁から続く他用途との移行地帯の管理や整備をどういうふうにしていくかは、行政的にも学術的にも関心が高い分野だと思いますので、林業振興だけでなくそのような観点からの森林管理や国土利用における位置付けがあっても良いかと思います。

議 長 境界領域ははっきりと管理がわからなかったりするから、そういうところが難しいということですね。だからこそ、きちんと位置付けるところは位置付けないといけないということですね。

志賀委員 少なくとも千葉県はそうした森林に関するランドスケープ的管理についても気がついているというくらいの発信はしてもいいのではないかなと思います。

議 長 他にお気づきの点がありましたらお願いします。

吉野委員 4点ほど、所感を述べさせていただきたいと思います。

まず1点目、今回の資料はこれまでの各委員の意見を咀嚼し検討をして反映させている内容になっておりますので、かなり内容が充実してきていると思っております。事務局中心に、関係課の皆さんの作業に対してお礼を申し上げたいと思います。お疲れ様でございました。

2点目、全体にわたる一般論として申し上げますと、前回も少し触れましたが、骨子が固まってくると、今度は本文の文章化ということが念頭に置かれてくると思います。今回の計画の目的は1頁目にもありますとおり、総合計画の目標に土地利用の観点から貢献するというところでございます。あくまでも土地利用計画なので、事業そのものをいろいろと書いてあるようなところが読み取れてしまいますが、土地利用の観点からの書き方をすべきであるということを、改めてここで申し上げておきたいと思います。要は、本文を文章化する際に、タイトルがありますので、それがわかるような書き方になっていけばいいと思っています。例えば産業のところですと、本文を書いていけば、おそらく自ずと何を意味しているか文脈上もわかってくると思います。志賀委員がおっしゃったようなことを入れるにしても、タイトルからして、書き出しが商工業で始まるのではないと思うので、書き方の中で工夫する余地はあると考えております。あくまでも、土地利用の観点から、総合計画の目標や県

民生活にかかる重要な事業、イベントなどに貢献していく、サポートしていくというのが今回の土地利用計画なので、そこをやはり忘れてはいけないと思っております。

それから3点目は、気になった点で、14項の13行目から16行目の③その他の宅地というところで、業務・研究・商業施設等の用地と書いてありますが、本文のポイントを見ると、業務・研究機能は入っていますが、商業施設等が入っていません。これはこれでいいと思いますが、本文化されるときには、これをしっかりと書き込んでいかないと、何を言いたいのかがわからなくなってしまいます。ですから、ここはしっかりと書き込むべきではないかということをお願いしておきたいと思えます。

それから、冒頭に部会長からお話のあった専門用語の注釈については、今回の骨子案でどう書いていくかと、本文ができたときに、全体としてどう書いていくかの2通り考え方がありたいと思います。検討のときにすぐわかるように注釈を入れるということもあるだろうし、全体の計画ができたときに土地利用計画の用語集のような形というのもあると思えます。ですから、まず今回の骨子について、どういう注釈を入れて、他の委員の方にも、ここまでの議論をどうやってご理解いただくか、あるいは、おそらくパブリックコメントにもかけていくと思うので、そのときにどうわかっていただくかということもあると思えます。そこを分けて検討された方がいいと思っております。

最後に、直接この土地利用計画とは関係ないかもしれないのですが、今、自分たちが農業の関係で、県や市と協力して農福連携という取組を進めています。担い手の育成や、あるいは県民生活の中で、いろんな方々が協力しながら農業をやっていくということで、おそらく、農福連携というのは、1つのキーワードになっていくのではないかと思います。土地利用計画の中で、例えば農業を持続的に進めていくために必要かというのは直接ここに入れるべきというのではないのですが、農福連携は大きな広がりを持っていて、農ではなくて、林業と福祉の連携や水産業と福祉の連携もあり得るだろうし、あるいは、農福+α連携という考え方があるそうです。ですから、そういった意味でも広がりを持ったものなので、土地利用を考えていろいろなサポートをしていく上では、そのような視点もあるのかなど。これは私の感想に近いので、事務局でも、関係する部局とご検討いただければと思います。ただし、この計画の中でここに入れるべきという話ではないので、できればそういった検討もしてみてもどうかということをございます。

以上、何点か申し上げましたけれども、今回、骨子案としては非常に内容が充実してきておりますので、この後、文書化したものを読むのが楽しみになってきました。今回はポイントペーパーで箇条書き的な整理を行っていますが、本文化の際には、体系的に書かれて読んだ人がすっ

とわかるように、前後の関係などがわかる形にさせていただきたいということをお願いしまして、私の所感とさせていただきます。

事務局 御指摘の点を踏まえて、文章化していく際に、十分留意させていただければと思います。

1点目の、あくまでも土地利用の観点の計画というところで、どれくらい広くとらえるのか狭くとらえるのかというのが難しいところではありますが、全て入れてしまうと総合計画そのものになってしまいますので、役割分担は意識しながら作っていきたいと思います。

最後にご指摘のあった農福連携は、先ほど志賀委員からも福祉の部分というご意見がございましたが、確かに、土地利用という観点では、福祉部門が本日出席しておらず、若干関わりが薄いところがありますけれども、福祉の施設や農福連携という視点も関係してくると考えますので、そこは検討させていただければと思います。

櫻井委員 まず用語に関するコメントですが、19頁の5行目で、環境保全型農業を推進するために、括弧付きの「ちばエコ農業」と括弧付きの「みどり認定」と、括弧のない有機農業と3点が記載されていますが、括弧のついているものは事業として行われているもので、括弧のない有機農業は有機農業全般だと思えますので、どちらかにそろえた方がいいと思います。ここは、あえて事業を並べた方がいいかと思えます。その場合は、有機農業ですと、有機 JAS 認証になるのではないかと思いますので、それでそろえてしまった方がいいと思いました。

あとの2点は感想めいたこととなりますが、今回、15頁以降に、地域ごとに目指す方向性という項目が初めて付け加わったのですが、県の総合計画にならって今回は7つの地域ごとに書き込まれるということですが、総合計画の中でゾーンの方向性という項目がありまして、2行ぐらいで、各ゾーンの目指す方向性をごく簡単に、キーワードとして並べたものがあるんですけど、この各ゾーンの後に書いてある短い文章は、現時点では、それがそのまま転記されています。これは文章化しようとする結構大変なのではないかという感想を持ちました。5次の県計画では各ゾーンごとに細かく、A4で半ページぐらいにまとめられていました。一方、現在の県の総合計画は、各ゾーンのキーワードの後に、結構細かい、こうあるべきだということが、ゾーンごとに2ページぐらい書かれていて、文章化するときに、長すぎてもいけない短すぎてもいけない、事務局の方は作業が大変ではないかと思えます。10月の審議会の前にも打合せがあるかもしれませんが、そのときに修正すべきところは直していきたいと思いました。

最後は、農福連携のことなのですが、私は農業部門の委員ですが、非常に個人的な意見なのですが、農福連携は、今すごくブーム的にキー



ワードとしては溢れているんですけども、個人的には、農福連携だけでいいのか、農福連携のみに注目してしまっているのかという気持ちも持っています。例えば、商工と福の連携というのは昔からありますし、もっと改善すべきところもあると思っています。それと、農福連携が注目された背景の1つはごく簡単に申しますと、農業部門の人手不足です。中には、実際の取組を見ていると、とにかく人手が足りないのに、福祉部門の人手を借りる形で、何とか収穫する人手を確保しようという、福祉の人々、部門を、サポートするとか、そういう視点から外れたような取組もあるので、安直に農福連携に注目するのではなくて、商工も含めた福祉部門を土地利用の計画で位置付けることができるのかというふうに、幅広い視点から検討いただきたいと思っています。

議 長 吉野委員も農福連携のことは付け加え的におっしゃってくださったのでそんなにメインのところには入ってこないと思います。  
有機 JAS 認証はそれでいいですかね。事務局いかがでしょう。

事務局 有機 JAS 認証のことは、担当課とご指摘を踏まえて勉強させていただきまして、書き方を検討させていただきます。  
農福連携のご指摘は、いわゆる6次産業化のような視点という理解でよろしいでしょうか。商工業との連携というところで。

櫻井委員 最近、農福連携はキーワードとして、あちこちで流布しているんですけども、実際の取組がかなり多様で、また、農福連携とは何かという分析自体はそんなに進んでないような気がします。ですので、農福連携をもし盛り込むのであれば、農福連携のどの部門に着目して、それが土地利用にも関わっているのかということをしっかり検討した上で入れないといけないと、specify する必要があるかなと思っています。

吉野委員 私もそのままこれを入れてくれと言っているわけではないです。委員からご指摘のあったようなことは、当然私どもが今事業を進めている中で、いろいろ指摘されているところがあります。ですから、本来の意味での農福連携というのからスタートして、農福だけではなくて、農福+ $\alpha$ 連携ということで、例えば農福商工業連携とか、様々な広がりがあります。例えば、福祉の方も、いわゆる障害を持った方だけではなく、引きこもりになった方とか、路上生活者の方とか、そういった方々も含めて広がっているということで、今、確定した形で進められてこれやっていこうというよりも、それぞれがそれぞれの立場で進めているものだと思います。私も入れて欲しいと言ったつもりはなく、こういった視点もあるということで、例えば担い手の関係などで考えることができるかなという程度で申し上げたので、割り引いていただいて結構です。ですか

ら、もし、事務局からお話があったようにこの分野で入るとか、あるいは委員がおっしゃったようにどこに注目してやるかとか、そういったことを検討して入るといふことであれば、入れていただければいいと思っています。こういった取組が今いろいろな分野で進められていて、事業に着目すると、こういう取組もあり得るかなといふことで申し上げましたので、そういう意味で聞いていただければと思います。

議 長 元々そうおっしゃっていたと思いますので、もし、土地利用に関係するところがあれば、キーワード的に入れるとか、そういう感じになるかなと思います。

1点、DXという言葉が所々出てきていて、あまり多用したくないと思っています。国土利用や土地利用に関係することで、ここを出していただいたような、データ管理とかそういう意味でDXというのはいいと思うんですけど、それ以外で出てきているところがなかったでしょうか。あとは、デジタル技術を活用したという言葉とDX、何が一緒に何が違うのか、少し気になります。デジタル技術を活用したという言葉は昔からある言葉で、最近はそのDXって流行り言葉のように言い換えていると思うんですけど、そこはある程度統一した方がいいと思います。それから、17頁の4行目、交通DXは、まだどうするか決まっていないといふことで、現時点ではこのままだと思いますが、将来的にどこまで書くのかそれとも思い切って削除してしまうか、その辺は少し検討したいと思います。この後、文章を見て、全体の流れもあるだろうし、DX、デジタル技術、IT技術といろいろな言葉があるので、最終的には少し綺麗にしておきたいと思います。新しいことはDXで、昔からあって今もやられていることはデジタル技術というふうに使分けでもいいかもしれませんが、少しその辺は少し気になりました。

他の委員の皆さんいかがですか。事務局から、今までの意見に関して何かありますか。

事務局 先ほど7 地域ごとに目指す方向性のゾーンのところ、文章化が難しいのではないかと櫻井委員からご指摘をいただき、確かにその通りだと思っています。文章化するのは10月審議会の次のタイミングになるんですけども、その10月の審議会でのどの程度のものをお見せするかは考えたいと思っています。事前に部会の皆さまに見ていただきたいので、審議会でのこの状態でするか、もしくは、少し盛った状態でするか、考えさせていただきたいと思います。

議 長 最終的に文章にして、皆さんに通読してもらうのは、どのタイミングですか。

事務局 今年度の後半です。

議長 それでは、とりあえず 10 月は今日のこの骨子案みたいな感じでいくということですよ。

事務局 基本的には大幅に変えることはなく、このイメージでいきたいと考えております。

議長 わかりました。この辺をもとに、議員の方々や、審議会の委員の皆さんに見ていただくということだと思います。

議長 それでは、もう終わってよろしいですか。

(発言なし)

議長 では、事務局から今後の予定などをお願いします。

事務局 次回の予定について御案内いたします。次回は令和 6 年 10 月 18 日(金)午後 2 時から、令和 6 年度第 1 回千葉県国土利用計画地方審議会を開催する予定としており、本日委員の皆様からいただいたご意見を踏まえ、骨子案を修正の上、審議会に諮る予定です。

議長 以上をもちまして、審議を終了させていただきます。

以上